**設備貸与事業**

**利用の手引き**

**目　　　次**

**１　事業の概要・・・・・・・・・・１**

**２　事業の対象者・・・・・・・・・１**

**３　対象設備・・・・・・・・・・・１**

**４　割賦・リース契約の概要・・・・２**

**５　割賦損料・月額リース料率・・・３**

**６　申請してからの流れ・・・・・・４**

**７　申請方法等・・・・・・・・・・５**

**８　その他・・・・・・・・・・・・６**

**別表１（対象外業種）・・・・・７**

**別表２（特別利率対象要件）・・７**

公益財団法人あきた企業活性化センター

**１　事業の概要**

　設備貸与事業は、中小企業者の皆様が導入を希望される機械設備を当センターが設備販売業者から購入し、割賦販売またはリースする制度です。

**②設備納入**

**①申請**

**④返済**

**③設備代金支払**

　**２　事業の対象者**

創業者、中小企業者、中小企業団体（※１）

　　ただし、以下に該当する方は対象外となります。

＜対象外となる方＞

1. 風俗営業及び公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認める事業を

営んでいるものまたはＰ７ページ別表1に該当するもの

1. 非営利企業（例：ＮＰＯ法人、医療法人、学校法人等）
2. 中小企業者以外から単独に３分の１を超えて出資を受けているもの
3. 税金（事業税）を滞納しているもの

※１　製造業、商業またはサービス業に属する事業を営む中小企業者が組織する団体

**３　対象設備**

 貸与の対象者の営む事業上必要な設備（土地や建物等の不動産設備、リース賃貸をしている設備を除く）で以下の要件にあてはまる設備が対象となります。

1. 秋田県内に設置する設備であること
2. 貸与することが決定した翌年度の９月末までに設置が完了する設備であること
3. 申請者の管理下に置かれて使用される設備であること
4. 申請する設備価格の合計額が消費税込で１００万円以上１億円以下であること

－　１　－

**４　割賦契約・リース契約の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **割賦契約** | **リース契約** |
| **返 済****（ﾘｰｽ）****期 間** | ７年以内※設備の合計額が６，０００万円を超える場合は最長１０年まで延長できる場合あり。 | ３～７年以内で、設備の法定耐用年数に応じて設定 |
| **返 済****方 法** | 約束手形による半年毎の償還６ヵ月据置後元金均等半年賦払※６，０００万円超の場合は１年据置も可。 | 口座自動引落しによる毎月払い取扱金融機関は秋田銀行、北都銀行、秋田信用金庫、秋田県信用組合、羽後信用金庫 |
| **保証金** | 設備の合計額が２，５００万円までは設備額の１０％、２，５００万円を超える額は、２５０万円に２，５００万円を超える額の５％を加えた額。 | なし |
| **損 害****保 険** | 設備の物損について企業が損害保険を付保する。 | 設備の物損についてセンターが損害保険を付保する。 |
| **固 定****資産税** | 企業が償却資産税の申告及び税負担をする。 | センターが償却資産税の申告及び税負担をする。 |
| **返 済****終了後** | 完済後、所有権は企業側に移転。 | リース期間満了後は設備は当センターに返還となる。※契約更新を希望する場合は更新期間１年間で、年額リース料（当初リース契約における月額リース料１ヵ月分）を更新の際にまとめて支払う。 |

－　２　－

**５　割賦損料・月額リース料率**

 割賦損料・月額リース料率については以下のとおりとなります。各料率については**申請者の財務内容等**によって設定し、**当センターの貸付審査委員会で最終的に決定します。**また、特別利率の適用要件は７ページの別表２をご参照ください。

**＜割賦損料＞**

申請企業者様の財務内容等に応じて、**年１．０％**から**年３．０％（上限）**の間で設定します。なお、小規模企業者（※２）、創業者（※３）、特別利率の適用要件を満たす方については、**さらに損料を０．１％引き下げます。**

**＜月額リース料率＞**

**７年リースの場合**

申請企業者様の財務内容等に応じて、**1.318％**から**1.415％（上限）**の間で設定します。なお、小規模企業者、創業者、特別利率の適用要件を満たす方については、**さらに料率を引き下げます。**

* **１，０００万円の設備を７年リース（８４回払い）で令和２年６月に納入した場合**

（月額リース料率1.343％）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 回数 | 支払期日 | 金額 |
| 1 | 令和２年８月１５日 | 134,300円 |
| 2 | 令和２年９月１５日 | 134,300円 |
| 3 | 令和２年１０月１５日 | 134,300円 |
| 4 | 令和２年１１月１５日 | 134,300円 |
| 5 | 令和２年１２月１５日 | 134,300円 |
| ・・・ | ・・・ | ・・・ |
| 83 | 令和９年６月１５日 | 134,300円 |
| 84 | 令和９年７月１５日 | 134,300円 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　（総額11,281,200円）

※２　小規模企業者に該当する方

　常用従業員数が２０人（小売業、卸売業またはサービス業に属する事業を主たる事

業として営む者にあっては５人）以下の事業者

※３　創業者に該当する方

ア　事業を営んでいない個人であって、１月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を

有する方

イ　事業を営んでいない個人であって、２月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新

たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

ウ　新たに事業を開始した個人（当該事業を開始した日に他の事業を営んでいなかったも

のに限る。）であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもの

エ　新たに設立された会社（当該設立の日に他の事業を営んでいなかった個人により設立

されたものに限る。）であって、その設立の日以後5年を経過していないもの

－　３　－

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **６　申請してからの流れ** |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 申請 |  | ◇当センター所定の「設備貸与申請書」（創業（予定）者の方は「創業・第二創業計画書」も加えて）に必要事項を記入し、添付書類を添えて、当センターに提出してください→Ｐ５をご覧ください。 |
|  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **↓** |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 現地調査 |  | ◇申請書の内容や添付書類をチェックし、料率を設定した後、当センター職員が申請者を訪問し、経営の内容や設備の必要性、支払能力等についての調査を実施します。 |
|  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **↓** |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 貸付審査委員会 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | ◇当センターの貸付審査委員会が、申請内容等について審査します。 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 　 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **↓** |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 貸付決定 |  | ◇申請内容、調査内容、審査会意見等に基づき、貸付の可否を決定します。 |
|  |
|  |
| 　 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **↓** |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 設備割賦 ・ リース契約売買契約 |  | ◇申請企業と設備割賦・リース契約を締結します。その際割賦契約の場合は保証金が必要となります。原則としてこの保証金は最終償還金と相殺します。（利息はつきません）◇申請者指定の設備販売業者と売買契約を締結し、当センターが設備販売業者に発注します。 |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **↓** |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 設備の検収 |  | ◇申請者が希望した設備であるかを確認するため、申請者、設備販売業者、当センターの３者が設置場所で立ち会って検収を行います。◇損害保険料（リース契約の方は不要）は、設備搬入日までに入金していただきます。 |
|  |
|  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **↓** |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 手形の振出 |  | ◇割賦契約の場合は、約束手形を振り出していただきます。設備の検収時に支払期日及び金額を示しますので、速やかに当センターに提出してください。 |
|  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **↓** |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 支払 |  | ◇設備割賦契約の場合は、検収日の６ヵ月後から約束手形により支払が始まります。◇リース契約の場合は、検収日の翌々月から口座振替により支払が始まります。 |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **↓** |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 完済 |  | ◇設備割賦契約の場合は、当センターから完済通知をお送りします。契約上、所有権が当センターに留保されておりますが、支払が終了しますと当センターから申請者へ所有権が移転します。◇リース契約の場合は、リース期間満了後、設備は当センターへ返還していただきます。ただし、再リースご希望の方は１ヵ月分のリース料金で１年間利用できます。 |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| －　４　－ |

**７　申請方法等**

1. 申請書の提出

所定の申請書により申請してください。用紙は当センターにありますのでお気軽にお申し出ください。また、当センターのホームページからもダウンロードできます。

　ＵＲＬ　http://www.bic-akita.or.jp/

1. 申請期間

　申請は随時受付していますが、予算がなくなり次第締め切ります。その場合、翌年度まで申請をお待ちいただくことになります

1. 添付書類（各１部ずつ）
	1. 見積書、カタログ：カタログのない場合は、図面又は設計書等
	2. 直近決算書３期分

（税務申告の写し、勘定科目内訳書、固定資産台帳(減価償却明細書)を含む）

* 1. 直近の試算表
	2. 謄本(履歴事項証明書)：個人企業の場合は住民票
	3. 事業税(県税)納税証明書 ＜最寄りの総合県税事務所で発行＞
	4. 連帯保証人予定者の資産証明書・所得証明書
	5. 認定書・許可証の写し：許認可、届出等の必要な事業者のみ
	6. 創業・第二創業計画書：創業及び第二創業をする場合のみ

「創業」は、事業を新しく始める方でこの事業に必要な設備を申請する方が該当します。「第二創業」は既に創業している方で、事業転換や新事業、新分野へ進出するために必要な設備を申請する方が該当します。

* 1. その他センターが必要とするもの：経営計画書、資金計画書など
* 審査会にて貸与が決定した後に、企業の印鑑証明書、個人の場合は代表者の印鑑

証明書、連帯保証人の印鑑証明書を提出していただきます

1. 連帯保証人

申請にあたっては、連帯保証人が原則１名必要です。法人は代表者となりますが、個人企業は代表者以外に保証するに足る資力を有するもう１名が必要になります。

　　 なお、財務内容、貸与物件の態様により債権保全の観点から必要があれば、第三者保

証人の追加または担保の提供をお願いすることがあります。

＜連帯保証人の適格要件＞

・連帯保証人は、貸付期間終了時の年齢が８０歳を超えない方とします。

・法人による連帯保証も可能ですが、この場合、申請企業の保証を認めるとした取締役

会の議事録と登記簿謄本が必要となります。

－　５　－

**８　その他**

1. 許認可

　　　 建設業、飲食業、産業廃棄物処理業等の事業を行うにあたって、許認可が必要な場合は、それらの許認可を得ていることを証明する書類の添付が必要です。

　　 ただし、近日中に許認可を受けることが確実な場合はその申請書類、または許認可を受けることが確実な旨の書類の提出をもって申請の受付をすることも可能です。

1. **事前設置の禁止**

**設備割賦・リース契約の締結以前に機械設備の設置を行った場合はこの事業の対象とはなりませんので、くれぐれもご注意ください。**

－　６　－

別表１

|  |
| --- |
| 対象外となる主な業種 |
| 1. 農業
2. 林業
3. 漁業
4. 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）
5. 以下のサービス業
* 風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業
* 易断所、観相業、相場案内業（けい線屋）
* 競輪・競馬等の競走場
* 競輪・競馬等の競技団
* 芸妓業
* 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
* 興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査を行うものに限る）
* 芸妓周旋業
* 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く）
* 政治、経済、文化団体
 |

別表２

|  |
| --- |
| 特別利率の対象となる要件 |
| 1. 産業活力再生特別措置法の認定中小企業経営資源活用計画に従って設備を導入する企業
2. 中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を受け、当該計画に従って設備導入する企業
3. 農商工等連携促進法の認定農商工等連携事業計画に従って設備を導入する企業
4. 企業立地促進法の承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従って設備を導入する企業
5. 地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定を受けた商店街振興組合等の組合員又は所属員である企業
6. あきた中小企業みらい企業応援ファンド事業助成金又はあきた農商工応援ファンド支援事業助成金の交付決定を受けた計画に基づく設備を導入する企業
7. 県内において成長が見込まれる分野で次の製品を製造するための設備（※）を導入する企業

ア　自動車関連部品イ　航空機関連部品ウ　医療機器関連部品エ　太陽光発電、風力発電等新エネルギー関連部品※　申請時点において、ア～エの受注があるか、または受注が確定しており、同製品を製造するために必要な設備1. ものづくり中核企業創出促進事業による中核企業候補の認定を受けた企業
 |

－　７　－

お問い合わせは…

**公益財団法人あきた企業活性化センター**

**経営支援部 設備・研究推進課**

〒010-8572 秋田市山王３丁目1-1

TEL018(860)5702 FAX018(860)5612

URL http://www.bic-akita.or.jp